

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

乗客と働く者のいのちを守り安全・安心な鉄道を構築する申し入れ

J R 東日本輸送サービス労働組合第 6 回定期大会では、この間職場で発生する諸課題はもとより会社施策に対し、組合員の利益となる労働条件の向上を図るべく団体交渉を建設的につくりだしてきたにも関わらず、交渉席上にて確認・合意してきた事項を労働協約（議事録確認）として書面化することができない現状において、代議員から交渉席上での確認事項を書面化しないことは組合員の利益を損なう誠実交渉義務違反であり、このような会社姿勢には第三者機関を活用して厳しく問うべきとの大会討議がなされました。

特に、申 30 号「ウェアラブルカメラ導入に関する申し入れ」団体交渉では、カメラの導入経緯ならびに車内貫通業務における基本体制と、乗客・社員の安全確保、いのちを守ることの問題が合意事項として書面化することを頑なに拒む経営姿勢は、社員のいのちを蔑ろにする行為であると言っても過言ではなく、到底容認することは出来ません。

一方で、2023年6月25日15:56頃、J R 新宿駅にて、「山手線の電車の中で刃物を振り回している人がいる」との声により車内警報ブザーが扱われ、一斉にホーム上に逃げ出して一時騒然となるという事象がありました。近年の列車内傷害事件や刃物切りつけ放火事件等が繰り返し発生していることや社員への暴力行為が後を絶たない状況に、現場社員は不安の中で日々の業務に向き合っているのが現状です。

今必要なことは、このような現場社員の不安を払拭するとともに、安全で安心した輸送サービスを提供できる労働環境をつくりだすための経営姿勢、経営責任を果たすことです。また、その実現にあたっては、建設的な労使交渉が不可欠であることは言うまでもありません。それは、雇用や労働安全、労働条件に関わることは労使間の合意によって成立することが原則であるからであり、憲法で保障された労働者の権利に他ならず、労使協議を蔑ろにするなどあってはならないからです。

改めて、鉄道列車内における「緊急事態」という状況が発生した際に、いかにして自らの安全を確保しつつ、そして J R 東日本をご利用される方々のいのちを守るのか、安全な避難誘導の徹底、各種非常用設備の共通化、車内防犯関係設備の充実、社員と警備員による駅構内巡回や警戒添乗の強化など連携した取り組み、要員体制の見直し等、様々な角度からの安全対策を講じていくことが必要であると考えます。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 昨今の列車内殺傷事件や刃物パニック騒動等の状況に踏まえ、乗客と働く者のいのちを守るための安全対策を具体的に講じること。
2. 安全配慮義務を果たす上で、労使の合意事項を书面化して確認すること。
3. 今申し入れに対する回答は、2023年8月31日までに行うこと。また、団体交渉は2023年9月15日までに実施すること。

以 上